

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、フォークリフト運転手として就労していたところ、平成○年○月○日、倉庫での作業中、他の作業員が運転するフォークリフトに左足を踏まれ負傷した（以下「本件災害」という。）。
- 2 請求人は、同日、C病院に受診し、「左母趾挫創、左第2趾末節骨骨折」と診断され、その後、D病院を受診し、同病院整形外科において「左第2趾末節骨骨折、左母趾挫創」、同病院皮膚科において「左母趾外傷、左母趾陥入爪」と診断され、治療した結果、左第2趾は平成○年○月○日に、左母趾は平成○年○月○日に、それぞれ治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級の9に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件災害で負傷した左母趾に残存する疼痛について、障害等級第12級12号（局部にがん固な神経症状を残すもの）に該当する旨主張しているので、以下、検討する。

(2) 主治医のE医師は、平成○年○月○日付け診断書において、要旨、「平成○年○月○日抜爪術施行後の左母趾のびらんは上皮化して」おり、「抜爪術施行後の疼痛により仕事に支障が出る」ものの、「同月末までの休業で問題ない」と述べており、更に平成○年○月○日付け意見書においては、要旨、「最終診察日以降、受診はなく、今後も疼痛があり日常生活に支障があれば治療は必要と考える。」、「爪は再生しているが、変形して生えてきているのが疼痛の原因である。」、「疼痛の訴えの程度は御本人の主観的な要素も強いため、その把握は困難と考える。」と述べ、抜爪術施行後の請求人の疼痛の程度は軽度であったものとうかがわれる所見を示している。

(3) F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「左母趾爪は変形・肥厚して陥入爪を呈しており、爪周囲に神経症状が残存している。」と所見するとともに、「症状は陥入部ではなく、爪背側や母趾末節底部からの圧迫で痛みを生じ、母趾背側に物や靴が当たったり、前足部で踏ん張ったりすると症状が発現する。理学所見的には頑固な神経症状を裏付ける所見はないと考える。」との意見を述べており、同医師の意見は、E医師の意見、X線写真、診療記録等も踏まえ、請求人の傷病等について総合的に検討した上で、頑固な神経症状

を裏付ける所見はないと考えるに至ったものと判断できるところであり、当審査会もF医師の意見は妥当であると考えます。

- (4) なお、請求人は、自賠責保険において、障害等級第12級の13（局部に頑固な神経症状を残すもの）に該当すると認定された旨主張するが、自賠責保険と労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）とは制度の趣旨・目的が異なり、等級についても、必ずしも同一の評価がなされるとはいえない。労災保険に係る本件においては、同制度の趣旨に沿って障害等級の認定を行うことは当然であるから、自賠責保険に基づく等級の認定によって影響を受けるものではなく、請求人の主張は採用できない。

### 3 結 論

以上のおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のおり裁決する。